○財務省令第二十一号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百十九号）の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条の四第三項第一号」を「第一条の四第五項第一号」に、「次項」を「次項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　施行令第一条の四第五項第一号に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債の利子の支払をした法人（同族会社に該当するものに限る。）の施行令第一条の四第五項第一号に規定する株主等のうち、その者を法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十一条第一項の役員であるとした場合に同項第五号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主等（次号において「特定株主等」という。）である個人

二　特定株主等である法人が個人と施行令第一条の四第三項に規定する特殊の関係のある法人となる場合における当該個人

第二条の四第二項中「（第六項」を「（第七項」に、「この項から第四項まで」を「この項、第四項及び第五項」に、「受け取つた」を「受理した」に改め、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第三項」を「第四項」に、「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、「それぞれ」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「受け取つた」を「受理した」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「に当該」を「（法第三条の三第八項に規定する電磁的方法により提供された当該源泉徴収不適用申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）を含む。）に当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第三条の三第八項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「を当該」とあるのは「に記載すべき事項を当該」と、「受理した」とあるのは「提供を受けた」とする。

第二条の五第一項中「これら」を「同令第六条から第十四条まで」に改め、「第十条第五項」と」の下に「法第十条第八項」とあるのは「租税特別措置法第四条第二項において準用する所得税法第十条第八項」と」を加え、「「第七条第八項」とあるのは「所得税法施行規則第七条第八項」と」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を削り、「第四十九条の」を「第四十九条に規定する」に改める。

第三条の二中「の各号」を削り、同条第八号中「（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項に規定する普通銀行で同項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けたものの発行する同法第十七条の二第一項の債券を含む。）」及び「（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたもの（第三条の十一第一項第八号において「旧商工債」という。）を含む。）」を削る。

第三条の五第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二条の十八第一項の勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長」の下に「（同条第四項の書類を提出した同項の勤務先の長並びに当該書類を受理した同項の事務代行先の長及び同項第一号に定める金融機関の営業所等の長を除く。）」を、「同条第二項の勤務先等の長及び移管前の営業所等の長」の下に「（同条第四項の書類を提出した同項の勤務先の長並びに当該書類を受理した同項の事務代行先の長及び同項第二号に定める移管前の営業所等の長を除く。）」を加え、「第二条の十九」を「第二条の十九第一項」に改め、「他の勤務先の長、事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長」の下に「（同条第二項の書類を提出した同項の他の勤務先の長並びに当該書類を受理した同項の事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長を除く。）」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十六項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同項第四号中「の規定による申告書」を「に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に、「、当該申告書」を「、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第一号中「（同項に規定する金融機関等をいう。以下この条及び第三条の十三において同じ。）」を削り、同項第二号中「の規定による」を「に規定する財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部の」に改め、同項第四号中「第十項」を「第十二項」に改め、同項第五号中「の規定による申告書」を「に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に、「、当該申告書」を「、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同条第十六項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十四項」に改め、同項第五号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項第四号中「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十三項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第七項第七号、第八項第五号」を「第九項第七号、第十項第五号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項第四号中「法第四条の二第一項に規定する金融機関の営業所等をいう。以下第三条の十五までにおいて同じ。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第八項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項第六号中「の規定による申告書」を「に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に、「、当該申告書」を「、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第六号中「（法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同項第八号中「の規定による申告書」を「に規定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に、「、当該申告書」を「、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長」の下に「（同条第四項の書類を提出した同項の勤務先の長並びに当該書類を受理した同項の事務代行先の長及び同項第一号に定める金融機関の営業所等の長を除く。）」を、「移管前の営業所等の長」の下に「（同条第四項の書類を提出した同項の勤務先の長並びに当該書類を受理した同項の事務代行先の長及び同項第二号に定める移管前の営業所等の長を除く。）」を加え、「第二条の十九」を「第二条の十九第一項」に改め、「事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長」の下に「（同条第二項の書類を提出した同項の勤務先の長並びに当該書類を受理した同項の事務代行先の長及び金融機関の営業所等の長を除く。）」を加え、「当該財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書」を「当該申告書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第二条の十九に規定する財務省令」を「第二条の十九第一項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二条の十九」を「第二条の十九第一項」に、「次項及び第二十項」に改め、同項第二号中「第二条の十九」を「第二条の十九第一項」に、「及び同項」を「及び同項」に、「同条第二号」を「同項第二号」に、「並びに同条」を「並びに同項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　施行令第二条の十九第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二条の十九第二項の規定により同項の書類を提出する同項の他の勤務先（以下この項において「提出勤務先」という。）の長の氏名、当該提出勤務先の名称及び所在地並びに当該提出勤務先に係る賃金の支払者（当該賃金の支払者が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者である場合には、当該賃金の支払者及び事務代行先）の名称、所在地及び法人番号